

令和7年度 事業計画書

《目的》

この法律は、定年の引上げ、継続雇用制度の導入等による高齢者の安定した雇用の確保の促進、高齢者等の再就職の促進、定年退職者その他の高齢退職者に対する就業の機会の確保等の措置を総合的に講じ、もつて高齢者等の職業の安定その他福祉の増進を図るとともに、経済及び社会の発展に寄与することを目的とする。【法第1条】

センターは、定年退職者等の高齢者（以下「高齢者」という。）の希望に応じた臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務（当該業務に係る労働力の需給の状況、当該業務の処理の実情等を考慮して厚生労働大臣が定めるものに限る。次条及び第5条において同じ。）に係る就業の機会を確保し、及びこれらの者に対して組織的に提供することなどにより、その能力を生かした就業その他の多様な社会参加活動を援助して、これらの者の生きがいの充実と福祉の増進を図るとともに、活力ある地域社会づくりに寄与することを目的とする。【定款第3条】

《基本的事業》

1 高齢者に対する雇用によらない就業機会の確保及び提供事業	2 雇用による就業を希望する高齢者に対する職業紹介事業及び労働者派遣事業	3 高齢者に対し就業に必要な知識及び技能を付与する講習事業	4 高齢者の生きがいの充実及び社会参加の推進を図る事業	5 高齢者の多様な就業機会の確保及び地域社会、企業等における高齢者の能力の活用を図るための事業
-------------------------------	--------------------------------------	-------------------------------	-----------------------------	---

《実施計画》

(1) 地域社会に密着しながら、会員の希望、知識及び経験に応じた就業等の活動機会を確保し提供する。

ア 行政機関と連携し、産前産後ヘルパーや放課後児童クラブ等の子育て支援及び家事援助サービスなど就業機会の拡大を図る。

イ 行政機関と連携し、介護予防・日常生活支援総合事業を推進する。

ウ 行政機関及び商工会と連携し、空き家等管理代行サービス事業を推進する。

エ 行政機関と連携し、SDGs実現を推進するとともに地域社会に貢献する事業の実施を検討する。

オ 新規分野の就業開拓や、指定管理、業務委託等の確保に努める。

カ 剪定、草刈、草引き作業等の会員不足、就業状況等の課題に対応するための対策を検討する。

(1) 職業紹介事業
臨時的かつ短期的な仕事又はその他の軽易な業務に係る仕事の求人を受け付け、当該業務への従事を希望する一般高齢者や会員に対し、職業紹介を実施する。

なお、県知事から「高齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）」第39条に規定する業務拡大に係る業種及び職種等の指定を受けた各種商品小売業について、マッチングを目指す。

(2) 労働者派遣事業
人手不足分野及び現役世代を支える分野の地域ニーズに即した新たな就業機会の確保に努めるとともに、就業会員の入会促進及び技能向上を図る。

また、派遣業務に適した職種を選抜し、提案型営業活動を行い、新たな就業機会の創出を図ると同時に、会員を確保し企業の人材ニーズをマッチングさせ労働者派遣事業を推進する。

なお、県知事から「高齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）」第39条に規定する業務拡大に係る業種及び職種等の指定を受けた各種商品小売業について、マッチングを目指す。

(1) 高齢者活躍人材確保育成事業

愛媛労働局からの受託事業の実施主体である（公社）愛媛県シルバー人材センター連合会と連携を図りながら、サービス業等における人手不足、放課後児童支援や育児・介護等の現役世代を支える分野を担う高齢者を育成するための技能講習会やセミナー等を支援する。

(2) 技能開発講習会
地域に高齢者の就業にふさわしい仕事が存在していても必要な経験や能力が不足している場合には就業に結びつかないため、各種講習会を開催する。

ア 就業体験型講習会を開催することにより新たな人材の育成を図る。

イ 職群班の後継者（リーダー）を育成し、班を増強する。

ウ 会員のデジタル化を促進するため、スマホ講習会を開催するとともに関係機関が行う講習会へ参加する。

(3) 接遇マナー講習
会員の資質向上を図るため、接遇マナー講習及び基本理念研修会を実施する。

(1) 社会参加活動事業

ア 就業だけではなく、ボランティア活動を希望する高齢者を対象に、社会参加活動の一環としてボランティア清掃を行う。

イ 交流スペースである「会員のひろば」を利用し、趣味を活かした作品作りなどを行うとともに、センター情報の発信を積極的に行い、会員相互の交流を深める。

(2) 相談・情報提供事業

地域における働く意欲のある高齢者のために就業、職業能力開発等に係る相談、情報提供に努める。

ア 随時、就業情報の発信を行うとともに就業相談を実施する。

イ 地域の高齢者を対象に理事参加のもとで就業相談会を毎月1回開催する。

ウ 情報提供においては、ホームページ、SMS、Smile to Smile等を活用し、事務の効率化、簡素化を目的としたデジタル化の推進を図る。

エ 未就業者への就業体験会を年2回実施し就業促進につなげる。

(1) 就業開拓等事業

就業開拓推進員を配置し、地域の家庭、事業所及び地方公共団体等への訪問面談し高齢者にふさわしい仕事を開拓するとともに、高齢者の能力や経験を活かせる職域の開拓に努める。

ア 地域の家庭、事業所及び地方公共団体等への訪問活動等を行い、就業機会の開拓に努める。

イ 会員による就業開拓の推進を図るとともにWeb受注の周知に努める。

ウ 福祉・家事援助、子育て支援など女性の就業機会の拡大と能力の活用を図る。

(2) 調査研究事業

ア センターの活動実績を検証し、課題の抽出や対応策を検討する。

イ 地域社会のニーズにマッチした事業展開を目指し、顧客満足度調査を実施する。

ウ 新たな事業展開に資するため、先例地に学び、調査研究を行う。

(3) 安全・適正就業推進事業

高齢者が自らの安全の確保と健康の維持を図りながら、提供された仕事を安全かつ適正に遂行できるよう安全意識の徹底と健康管理の啓発活動を実施する。

①安全就業の推進

ア 事故につながる就業の見直し

危険・有害な作業は受託しないことを徹底する。

イ 安全教育の強化

安全講習会や研修会を開催し、会員の安全意識を高める。

ウ 安全就業対策の徹底

機械器具や安全保護具の点検と整備をし、定期及び不定期な安全パトロールで危険箇所の早期発見と対策を講じる。

防護ネットや安全装備を使用し、作業環境の安全性を向上させる。

エ 安全・適正就業対策基本計画

安全・適正就業対策基本計画に基づく年次計画を策定し、会員への普及徹底に努める。

オ 事故防止対策の強化

事故発生時には迅速に対応し、原因を分析、再発防止策を講じる。

カ 健康管理の推進

無料健康診断の情報提供や健康管理に関する啓発活動を行い、会員の健康維持を支援する。

キ コミュニケーションの強化

作業前ミーティングを行い、コミュニケーションを図り、安全意識の共有を図る。

ク 安全意識の啓発

会員からの安全スローガンの募集や掲示物による安全意識の徹底を図る。会報「シルバー西条悠々」への特集記事を掲載する。

②適正就業の推進

ア ワークシェアリング及びローテーション就業の推進により、同一場所での長期就業（原則最長3年）、月間就業日数（「臨時的かつ短期的な就業」は、おおむね月10日程度以内）及び週間就業時間（「軽易な業務」は、おおむね週20時間を超えないもの）を遵守する。

また、ホームページ等で就業情報の発信を行うなど公平な就業機会の提供に努める。

イ 既存の受注について、請負・委任として適正かどうかの検討を常時行い、必要に応じて労働者派遣事業への移行を実施する。

ウ フリーランス法に基づいた法令遵守の徹底を図る。

(4) 普及啓発事業

センター事業への信頼と理解を得られるよう一般市民、事業所等及び会員となりうる高齢者へセンター事業の基本的理念や事業の仕組み等の周知を図る。

ア 会報「シルバー西条悠々」を年2回発行する。

イ ターゲットを絞ったチラシを作成し、タウン誌、新聞折込及び各種会報での啓発を行うとともに、ホームページ、市広報、公民館だより、報道機関、SNSを有効に活用する。

ウ 事業所等への通知や公共施設等への普及啓発ポスター、パンフレット設置を推進する。

エ 啓発用グッズを活用し、理事、委員、会員による自主的な啓発活動の推進を図る。

オ ボランティア活動や普及啓発行事の実施時に報道依頼を行う。

カ 各種講座、イベントやサークル活動等を推進し、会員及び一般の高齢者との相互交流を図り、入会を促進する。

令和7年度においては、安全・適正就業推進事業を最重要課題とし、安全対策をさらに強化する。